

5. 留学生は、就職するためのビザ、卒業後に就職活動をするためのビザについて知りません。

就職するためのビザ = 「就労ビザ」 いくつか種類があります。

①「技術・人文知識・国際業務」ビザ

日本で就職する外国人の多くはこのビザを取得します。

- ・**技術** → 理系の技術を使う仕事(ITプログラミング、機械、土木、ゲーム開発、等)をする人。
- ・**人文知識** → 国際ビジネスにおける、マーケティング、経理、コンサルティング、広報、営業等の仕事をする人。
- ・**国際業務** → 外国人としての言語、文化、考え方を使う仕事(翻訳、通訳、航空会社の旅客業務、デザイナー、免税店の販売、等)をする人。



★大切なポイント

理系の専攻をした人が「専門職」として働くときに「技術」ビザが発給される、というのはわかりやすいですね。文系の選考をした人が「総合職」として就職するなら、「人文知識」か「国際業務」のビザにふさわしい事業を行っている企業を選ぶ必要があります。大切なポイントは、「新卒の留学生を前向きな理由を持って採用している」とことです。そういう会社はきちんとビザを用意してくれます。「留学生も応募可」という求人もOKですが、企業側がビザについて詳しくなく、人手が欲しいだけで言っていることもあります。「何のビザで働けるのか」企業に確認するといいでしょう。

「技術・人文知識・国際業務」ビザは、大学で専攻したことと関係がある仕事か、母国の言語や文化に関係がある仕事に就く場合にしかもらうことができません。ということは、そうではない仕事に応募しても、企業は内定を出しません。

JIUの留学生で、ITプログラマーに応募して、不採用、という人がしばしば見受けられます。JIUで専攻していない分野の仕事であるため落ちてしまうのです。（JIUは文系大学ですから）たとえ内定がもらえても、出入国在留管理局がそのような人に「技術・人文知識・国際業務」ビザを発給する可能性はとても低いです。

②特定活動ビザ(本邦大学卒業者) 日本の大学・大学院を卒業した人、という意味

※このビザは「46号ビザ」と呼ばれています。

高い日本語能力、日本での留学生としての経験、日本の大学で身に付けたスキルや知識を使って、幅広く色々な仕事をする人のためのビザです。「技術・人文知識・国際業務」ビザでは認められない、「全般的業務」ができます。「全般的業務」は、小売、外食、宿泊などの業界での接客、工場での製造、介護なども含みます。

例えば、ホテルの仕事では、このビザを持っている人は、レストランでの接客、ウェディング、客室の掃除、営業など全般的に働けますが、「技術・人文知識・国際業務」ビザでは、フロントデスクでしか働けません。

外国人社員・外国人技能実習生の管理なども、46号ビザで働く人が期待される仕事です。

★大切なポイント

このビザを申請するためには、 **JLPT の N1 または BJT 480点以上** を取る必要があります。



③特定技能1号

14の産業分野の仕事に限定。

①介護 ②ビルクリーニング

③素形材産業 ④産業機械製造業 ⑤電気・電子情報関連産業

※③④⑤は今後1つのカテゴリーとなります。現在在留資格交付を停止しています。

⑥建設 ⑦造船・舶用工業 ⑧自動車整備 ⑨航空(グランドハンドリング) ⑩宿泊

⑪農業 ⑫漁業 ⑬飲食料品製造業 ⑭外食業

ビザがもらえる条件

18歳以上の健康な人

JLPT N4 以上 合格者

技能評価試験(産業別) 合格者

大学を卒業していなくてもよい

大学で専攻した内容と関係ない仕事でもよい



日本で働けるのは 最長5年間

家族と暮らすことはできない

体を動かす仕事

特定技能所属機関という紹介会社を通して就職しなければならない